

設 計 審 査 手 数 料		
区 分		金額（１件につき）
新 設 工 事		19,000円
改 造 工 事 （メーターの口径を変更する場合に限る。）		19,000円
増 設 工 事 （排水設備工事を含む。）		12,000円 ただし、軽微な増設工事及び 排水設備工事にあつては、 2,000円
分譲管工事	口径40ミリメートル以下	12,000円
	口径50ミリメートル	20,000円
	口径75ミリメートル以上	30,000円
貯 水 槽 （全容量）	5立方メートルを超え 20立方メートル以下	20,000円
	20立方メートルを 超えるもの	30,000円
子メーター	10個以下	13,000円
	11個以上50個以下	25,000円
	51個以上	37,000円
備考		
<p>1 新設工事を行い、貯水槽及び子メーターを設置する場合は、新設工事の項及び子メーターの項に規定する金額並びに貯水槽の項に規定する金額の2分の1に相当する金額の合計額とする。</p> <p>2 新設工事を行い、貯水槽を設置する場合は、新設工事の項及び貯水槽の項に規定する金額の合計額とする。</p> <p>3 分譲管工事の場合は、分譲管工事の項及び新設工事の項に規定する金額の合計額とする。</p> <p>4 貯水槽改造のみの場合は、貯水槽の項及び増設工事の項に規定する金額の合計額とする。</p> <p>5 子メーターのみの増設工事の場合は、子メーターの項に規定する金額のみとする。</p>		